

令和6年(2024年)4月11日付けで申請の岩石採取計画については、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定により、次のとおり認可します。

令和6年(2024年)5月9日

熊本県知事 木村



1 認可の内容

| | | | | |
|--------|-------------------------------------|----------------|-----|--------------|
| 採取場名 | 網津 採取場 | | | |
| 採取場所在地 | 熊本県宇土市網津町字水谷1818-174他 | | | |
| 面積 | 総面積 | 234,820 平方メートル | 採取量 | 1,996,062 トン |
| | 採取面積 | 50,712 平方メートル | | |
| 採取の期間 | 令和6年(2024年)5月10日 ~ 令和11年(2029年)5月9日 | | | |
| その他 | 認可申請書の内容を遵守すること。 | | | |

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。
- この処分について、公害等調整委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定を受けた場合は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第49条第1項の規定により、裁定書又は決定書の正本が到達した日から60日以内に、公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えを提起することができます。